

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾爆被爆者援護対策室
指導調査室

目次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者対策について

- (1) 令和2年度原爆被爆者援護対策予算（案）の概要について …… 1
- (2) 被爆体験伝承事業について …… 3
- (3) 被爆者二世健康診断について …… 3
- (4) 在外被爆者への支援について …… 5
- (5) 介護手当について …… 5

2. 原爆症認定について

- (1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について …… 7
- (2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について …… 7
- (3) 医療特別手当の支給継続に当たっての用医療性の確認について …… 9

3. 各種手当額の改定について …… 9

4. 被爆者健康手帳の審査について …… 9

【指導調査室】

5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について

- (1) 令和2年度の指導監査について …… 11
- (2) 令和元年度の指導監査における主な指摘事項について …… 16

6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

- (1) 令和2年度予算（案）について …… 18
- (2) 令和元年度整備計画について …… 19

7. 毒ガス障害者対策について …… 21

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護対策について

(1) 令和2年度原爆被爆者援護対策予算(案)の概要について【資料1】

令和2年度の原爆被爆者援護対策予算(案)については、被爆者数が年間約9千人減少していることを反映し、対前年度比34億円減額の1,219億円を確保した。

令和2年度に拡充を行う主な事業としては、

- ・今年是被爆75周年に当たり、被爆の実相の継承に関する取組の強化するため、被爆75周年事業を実施
- ・被爆体験の伝承者を派遣する事業について、これまでの被爆者のご家族等の伝承者に加え、被爆者ご本人の派遣も行うよう拡充すること

を予定している。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、被爆者数が減少している中ではあるが、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

資料 1

原爆被爆者援護対策予算案について（令和2年度）

事 項	平成元年度 予 算 額	令和2年度 予算額(案)	主 な 事 業	億 円
原爆被爆者援護対策費	1,253	1,219		
(1) 医療費等	307	305	・原爆一般疾病医療費 ・原爆疾病医療費	261 13
(2) 諸手当等	832	799	・医療特別手当 ・健康管理手当	249 477
(3) 保健福祉事業等	70	72	・介護保険等利用被爆者助成事業	26
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	8	・改 被爆体験伝承事業 ・新 被爆75周年事業 ・被爆建物・樹木の保存事業	0.5 0.5 0.5
(5) 調査研究等	36	36	・被爆体験者精神影響等調査研究事業	8

注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(2) 被爆体験伝承事業について【資料2】 【資料3】

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を、国内、国外に派遣する事業を昨年度から開始しているが、今年度は12月末現在で、小学校、中学校を中心に、計603か所に派遣している。

また、来年度からは、被爆者ご本人の派遣も開始することとしている。被爆体験伝承者等派遣事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しているため、周知につきご協力をお願いしたい。

また、都道府県市におかれては、原爆被爆者援護施策の一環として、例えば、原爆死没者を悼む企画展・絵画展等の各種イベントに被爆者等を招致し、証言活動を通じて被爆の実相に対する理解を深める取組を行う場合に、原爆被爆者慰霊等事業費補助金を活用することが可能である。別添資料の取組の例にあるとおり、主催者が被爆者等を招致する際の費用についても補助対象となるので、これらも参考に、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に証言活動の支援に活用していただきたい。

【参考】本事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しています。

○被爆体験伝承者等派遣事業について（チラシ）

https://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/upload/files/denshousha_2_chirashi.pdf

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.peace-nagasaki.go.jp/>

(3) 被爆二世健康診断について

被爆二世健康診断については、昨年7月に事務連絡を发出させていただいたところだが、実施に当たっては、都道府県・市町村のホームページや広報誌への掲載、被爆者健診にあわせた周知や関係団体を通じた周知など健診実施についての十分な周知を行うことや、早期に健診の申込や受診を行えるよう事務手続きを進めることにより申込及び受診可能な期間を長期間確保するなど、健診の受診を希望する方が一人でも多く受診できる環境づくりに取り組んでいただきたい。

委託費の執行について、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、年度途中で委託費が不足する場合は増額も検討するので、御相談願いたい。定員枠については設けることのないよう、また、定員がある旨の周知も行わないよう御配慮願いたい。

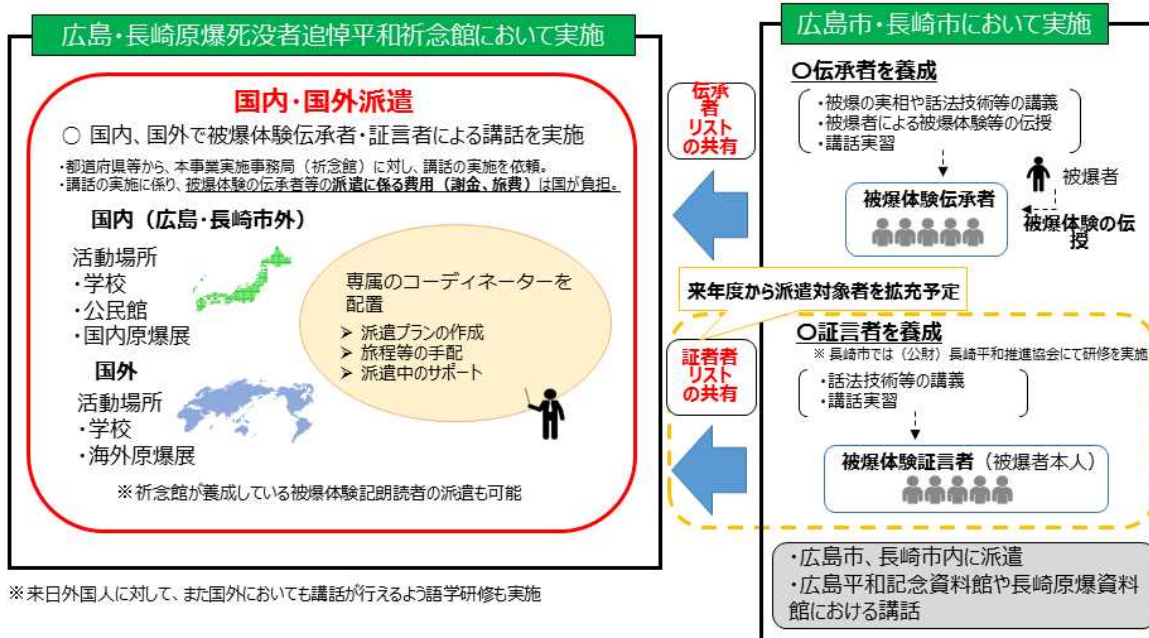
また、平成28年度からは検査項目に多発性骨髄腫検査を追加しており、実施に当たっては、当該検査項目は希望者のみを対象とした検査であることの周知や、全ての健診実施医療機関で実施していない場合は予め受診可能な医療機関を周知するなどの御対応を引き続きお願いしたい。

被爆体験伝承者等派遣事業

資料 2

令和2年度予算案 0.5億円 (0.5億円) (原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内效)

趣旨 戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験の伝承者、及び証言者等を国内、国外へ派遣する事業を行う。



原爆被爆者慰霊等事業費補助金により補助されている取組の例 (平成30年度)

資料 3

事業名	原爆写真展示会・語り部
主催者	〇〇県被爆者団体協議会
開催場所	地域福祉センター、公民館
概要	小学校6年生を対象としたパネル展示と語り部活動等を実施。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 証言者の旅費 ・ 需用費 印刷・資料代、展示設備費、飾り付け費 ・ 役務費 写真パネル郵送料、通信運搬費 ・ 使用料及び賃借料 会場使用料、写真賃借料

事業名	〇〇地区原爆死没者慰霊祭
主催者	××地区町内会
開催場所	××地区第2公園 慰霊碑前
概要	慰霊碑前で原爆死没者を悼む慰霊祭を開催する。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 語り部謝金 ・ 需用費 花代、お茶代、案内状作成代 ・ 役務費 通信運搬費

(4) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成28年1月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

(5) 介護手当について

介護手当は、精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により介護を要する状態にある場合に支給することとされているが、「原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるもの」としては、交通事故等による障害等原子爆弾の傷害作業以外の原因を具体的に特定できるものを想定しているところ、影響を否定できない場合については、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することとなる。

近年、被爆者の高齢化に伴い、認知機能や全身機能の低下により介護を要する状態になることが考えられるが、当該被爆者の障害や病状により、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（重度の障害があつて、費用を支出しないで介護を受けている被爆者にあつては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）である場合には、介護手当の支給対象となり得ることから、都道府県、広島市、長崎市におかれては、引き続き適切に審査を行うとともに、被爆者一般指定医療機関の医師等に対して改めて周知をお願いする。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について【資料4】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、申請から結果通知までの期間が6カ月以内となる審査を達成している。都道府県市におかれても、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な情報が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をいただいている。一部の自治体で、進達が遅れている事案が見られるが、原爆症認定の迅速な審査は、被爆者からの要望も強く、重要な業務であるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料5】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いする。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）及び「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表」の改訂について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

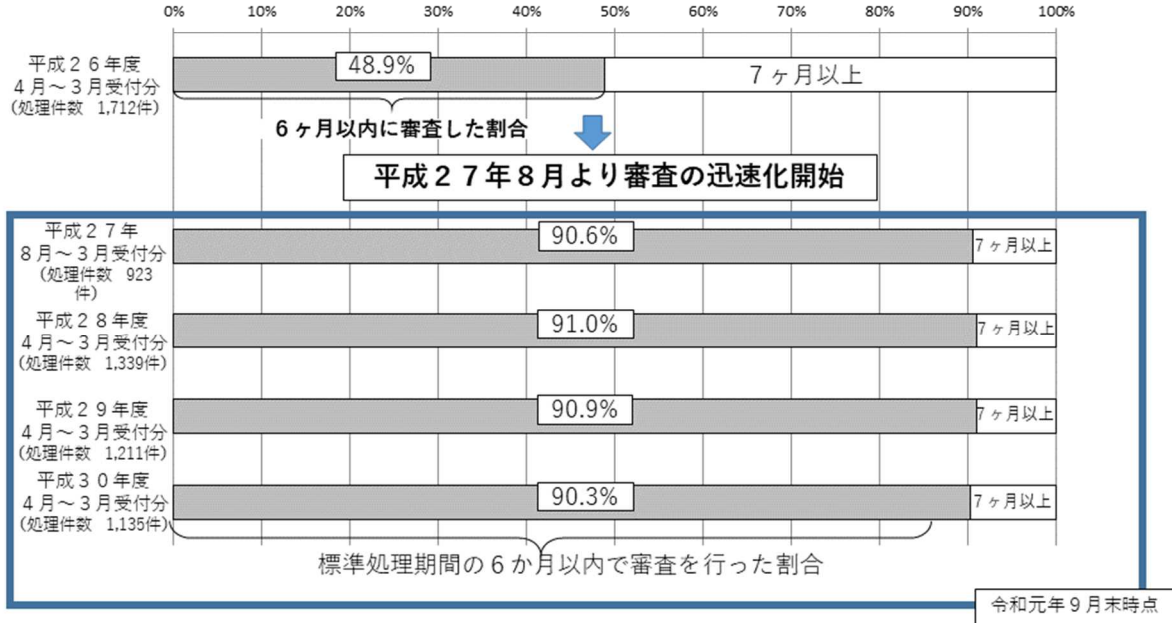
※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

資料 4

原爆症認定審査期間の推移

原爆症認定審査については、平成27年の平和祈念式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



《原爆症認定申請時における留意事項について》

資料 5

認定申請書			
氏名	〇 〇 〇	性別	男
住所			
電話番号	0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 8 9	被爆者健康手帳の番号	9 8 7 6 5 4 3
負傷又は疾病の名称	胃がん		
被爆時の状況 (入市の状況を含む。) (※1)	8月8日は広島市の爆心から約5km離れた〇〇町の〇〇工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号(直接被爆)で交付を受けています。 また、江波町の方へ出掛けていた兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時に〇〇町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を通り歩いていきました。		
被爆直後の症状及びその後の健康状態の概要 (※2)	被爆直後は急性症状はありませんでした。 35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん		
原爆症認定申請書に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けるため、関係書類を添えて申請します。 年 月 日			
厚生労働大臣 殿			申請者 氏 名

「被爆時の状況」欄について
 ○被爆者健康手帳記載を参考に記載する。
 ○被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
 (例：直接被爆のみで手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

- (※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。
 被爆後の入がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。
 なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。
- (※2) 被爆直後の症状や被爆時以降現在までの健康状態の変化等について記載してください。
 医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

令和2年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

また、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容（認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等）の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

また、被爆者が高齢となっており、健康状況届の未提出も含め、本人のみによる制度の有効活用が難しいケースが今後増加していくことが予想されるため、高齢化に対する周囲のフォローが求められると考える。その対応策の一事例として、一部の自治体においては、介護支援専門員が被爆者を担当した場合に、必要に応じて適切に被爆者をフォローできるよう、地域の介護支援専門員に対して被爆者援護施策を勉強する機会を設けている。このような高齢者福祉施策と被爆者援護施策とが連携できるような取り組みについて御検討願いたい。

3. 各種手当額の改定について【資料6】

令和2年4月からの医療特別手当などの支給額については、令和元年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定である。

具体的な改定予定額については、1月にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、できるだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

なお、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。なお、申請者御本人又は家族等の関係者が軍人・軍属であった場合には、軍歴証明を取得することで、事実確認が可能になる場合がある

ので、適宜活用されたい。

今後、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

【参考】軍歴証明事務の流れについては、下記ホームページに掲載していません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido04/index.html>

原爆諸手当一覧

資料6

令和2年度の医療特別手当等の支給単価については、平成30年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が+0.5%となったことにより、引き上げとなります。(令和2年4月から改定予定)

手当の種類	令和2年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数 (平成31年3月末現在)
医療特別手当	月額	142,170 円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病氣やけがの治っていない人	7,269人
特別手当	月額	52,500 円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病氣やけがが治った人	2,407人
原子爆弾小頭症手当	月額	48,930 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	18人
健康管理手当	月額	34,970 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病氣にかかっている人	121,841人
保健手当	月額	一般	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	3,026人
		増額		
介護手当	月額	重度	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	15,020人
		中度		
家族介護手当	月額	22,320 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	12,647人
葬祭料		209,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	8,838人

5 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 令和2年度年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、令和2年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあっては、特段の協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

(別記)

令和2年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考	
各自治体に実施期間を定めて別途通知する。	(都道府県) [17]	(注)	
	青森県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 大分県	1 指定都市については、感染症法(結核)、難病法、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。(広島市は原爆被爆者援護法についても実施。)	
	(指定都市) [7]	2 中核市については、感染症法、児童福祉法について実施する。(長崎市は原爆被爆者援護法についても実施。)	
	さいたま市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市	3 保健所設置市・特別区については、感染症法のみ実施する。	
	(中核市) [23]	4 令和元年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、令和2年度において追加して実施する場合があります。	
	函館市 福島市 越谷市 川口市 船橋市 柏市 富山市 金沢市 長野市 大津市 八尾市 東大阪市 明石市 西宮市 奈良市 和歌山市 鳥取市 松江市 高松市 松山市 長崎市 大分市 鹿児島市		
	(保健所設置市) [2]		
	町田市 四日市市		
	(特別区) [8]		
	新宿区 文京区 台東区 杉並区 豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区		
		[合計 57]	

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

令和2年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両縣市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

c 原爆症認定申請の事務処理状況

（必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況）

d 各種手当の認定、支給事務処理状況

（各種手当の認定、支給台帳の整備状況）

(イ) 感染症法関係

a 健康診断の実施状況

（対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況）

b 医師及び病院管理者が行う届出状況

（届出状況、医師及び病院管理者への指導状況）

c 家庭訪問等指導の実施状況

（訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況）

d 就業制限の実施状況

（感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況）

公衆衛生関係行政事務指導監査について

令和2年度においては、各制度ごとに次の事項を重点事項として実施することとしている。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
 - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
 - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係(結核に関する事務に限る。)
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
 - ・ 医師や病院管理者が行う届出状況
 - ・ 就業制限の実施状況
 - ・ 入院勧告の実施状況
 - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

- 難病の患者に対する医療等に関する法律関係
 - ・ 特定医療費支給認定状況
 - ・ 特定医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 指定難病審査会の開催状況

- 児童福祉法(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。) 関係
 - ・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況
 - ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 小児慢性特定疾病審査会の開催状況

また、令和元年度の指導監査においても、過去に是正改善を図るよう指摘した事項について、改善が不十分な事例が散見されるので、改めて指摘の趣旨を理解の上、改善に向けてより一層の努力をお願いする。

※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 難病法関係

- a 支給認定等の状況
(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取消し状況)
- b 特定医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)
- c 指定医療機関の指定状況
(指定状況、更新状況、取消し状況)
- d 指定医の指定状況
(指定状況、更新状況、研修実施状況)
- e 指定難病審査会の設置・運営状況
(規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況)
- f 標準事務処理期間の設定

(エ) 児童福祉法関係

- a 支給認定等の状況
(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取消し状況、重症患者等の認定事務処理状況)
- b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)
- c 指定医療機関の指定状況
(指定状況、更新状況、取消し状況)
- d 指定医の指定状況
(指定状況、更新状況、研修実施状況)
- e 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況
(規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況)
- f 標準事務処理期間の設定

(2) 令和元年度の指導監査における主な指摘事項について

令和元年度の指導監査は、59の自治体を対象に実施しており、指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

また、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、指摘の趣旨を正しく理解の上、改善に向けてより適切に対処されるよう、願います。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 希望健診の周知不十分

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の実施報告未提出事業所への指導が不十分
- ・ 定期健康診断の広報の指導不十分
- ・ 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- ・ 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延
- ・ 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- ・ 就業制限の通知が遅延
- ・ 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切

ウ 難病法関係

- ・ 標準事務処理期間の設定に努めるよう指導
- ・ 指定医療機関の指定事務が不適切

エ 児童福祉法関係

- ・ 標準事務処理期間の設定に努めるよう指導
- ・ 指定医療機関の指定事務が不適切

6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 令和2年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

5, 147百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|-------------------------------------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型コロナウイルス患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |
| ・保健所(防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、非常用自家発電装置の製備) | | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

3, 485百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型コロナウイルス患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | ・保健所 | ・地方衛生研究所 |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

175百万円

(項) 社会保障等復興政策費

(目) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金

2百万円

(2) 令和2年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の令和2年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

なお、令和2年度においても令和元年度に引き続き、平成29年度末に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、保健所における非常用自家発電装置の整備に対する補助を行うこととしているので、了知されたい。

また、今般、中国において発生した新型コロナウイルス感染症については、世界的な流行が懸念され、WHO（世界保健機関）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言する事態となっていること等を踏まえ、都道府県等における感染症の検査体制を充実させることが喫緊の課題となっていることから、感染症法第15条第4項の規定により行われる都道府県、保健所設置市及び特別区が感染症の検査を行うために必要な次世代シーケンサー及びリアルタイムPCR装置を補助対象に加えることとしたが、令和2年度において補助対象としているので了知されたい。

さらに、受動喫煙対策として、令和2年度から新たに、各自治体を実施する喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な検査機器を整備するために必要な経費の補助を行うこととしている。詳細は、令和2年度の保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱を確認されたい。（現在、発出準備中。）

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

令和2年度予算案、〇内は令和元年度予算額

目的：地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金 5,147百万円 (5,147百万円)

・原簿医療施設	・原簿被爆者保健福祉施設	・放射線影響研究所施設	・農村相談センター
・小児がん拠点病院	・I仮治療拠点病院	・HIV検査・相談室	・難病相談支援センター
・感染症指定医療機関	・感染症外来協力医療機関	・結核患者収容モデル病室	・結核研究所
・多剤耐性結核専門医療機関	・新型コロナウイルス患者入院医療機関	・医薬分業推進支援センター	・食肉衛生検査所
・精神科病院	・精神保健福祉センター	・精神科デイ・ケア施設	・精神科救急医療センター
・保健所（防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、非常用発電装置の整備）			

(2) 保健衛生施設等設備費補助金 3,485百万円 (3,044百万円)

・原簿医療施設	・原簿被爆者保健福祉施設	・原簿被爆者健康管理施設	・地方中核がん診療施設
・マンモグラフィ検診機関	・I仮治療拠点病院	・HIV検査・相談室	・難病医療拠点・協力病院
・眼球あっせん機関	・さい帯血バンク	・組織バンク	・末梢血幹細胞採取施設
・感染症指定医療機関	・感染症外来協力医療機関	・結核研究所	・新型コロナウイルス患者入院医療機関
・医薬分業推進支援センター	・食肉衛生検査所	・と畜場	・市場衛生検査所
・精神科病院	・精神保健福祉センター	・精神科デイ・ケア施設	・精神科救急車
・精神科救急情報センター	・保健所	・地方衛生研究所	

※ 令和2年度整備計画についても、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

保健衛生施設等災害復旧費補助金 175百万円 (0百万円)
 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 2百万円 (0百万円)

7 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、令和2年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等に合わせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定である。具体的な改定予定額については、1月にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

(参 考)

令和2年度手当額（月額）

特別手当	104,860円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	37,420円
入院8日・通院3日未満	34,970円
健康管理手当	34,970円
保健手当	17,540円
介護手当 重度	105,560円
中度	70,360円
家族介護手当	22,320円

参 考 资 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

【原子爆弾被爆者援護対策室】

令和2年度原爆被爆者援護対策予算（案） 資－1

【指導調査室】

令和2年度保健衛生施設等整備予算（案） 資－3

1. 令和元年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要 資－4

（1）指導監査を実施した地方公共団体の数

（2）主な指摘事項

2. 毒ガス障害者対策の概要 資－6

原爆被爆者の援護

1, 219億円（1, 253億円）

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、被爆者保養施設への修繕費補助や調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

令和2年に被爆75周年を迎えるに当たり、自治体が行う被爆の実相の継承に関する取組への支援を強化する。また、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存等を推進するとともに、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業について、被爆体験を証言できる被爆者も派遣するよう拡充する。

（主な事業）

・ 医療費の支給、健康診断	305億円
・ 諸手当の支給	799億円
・ 保健福祉事業（原爆養護ホームの運営等）	72億円
⑧ ・ 被爆75周年事業	0.5億円
⑨ ・ 被爆体験伝承事業	0.5億円
・ 被爆建物等の保存事業	0.5億円

○ 原爆被爆者等の援護

事 項	令和元年度	令和2年度	備 考
	予 算 額	予算額(案)	
	億円	億円	億円
1. 原爆被爆者援護対策費	1,253	1,219	
(1) 医療費等	307	305	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆疾病医療費 13 ・ 原爆一般疾病医療費 261
(2) 諸手当等	832	799	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療特別手当 249 ・ 健康管理手当 477
(3) 保健福祉事業等	70	72	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険等利用被爆者助成事業 26
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	8	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ ・ 被爆体験伝承事業 (被爆体験証言者の派遣拡充) 0.5 ㊧ ・ 被爆75周年事業 0.5 ・ 被爆建物・樹木の保存事業 0.5
(5) 調査研究等	36	36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被爆体験者精神影響等調査研究事業 8
2. 毒ガス障害者対策	5	5	

注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

保健衛生施設等整備（災害復旧に対する支援を含む）

事 項	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	備 考
	予 算 額	予 算 案	
	百万円	百万円	百万円
保健衛生施設等整備 （災害復旧に対する 支援を含む）	8,191	8,809	
1. 施設整備費	5,147	5,147	令和元年度及び令和2年度ともに「防災・減災、国土強 靱化のための緊急対策」1,191百万円を含む
2. 設備整備費	3,044	3,485	
3. 災害復旧費【復興】	0	177	
			東日本大震災復興特別会計 ・施設災害復旧費 175百万円 ・設備災害復旧費 2百万円

整備費の補助対象メニュー

【 施設整備費 】

- ・原爆医療施設
- ・原爆被爆者保健福祉施設
- ・放射線影響研究所
- ・農村検診センター
- ・小児がん拠点病院
- ・エイズ治療拠点病院
- ・HIV検査・相談室
- ・難病相談支援センター
- ・感染症指定医療機関
- ・感染症外来協力医療機関
- ・結核患者収容モデル病室
- ・結核研究所
- ・多剤耐性結核専門医療機関
- ・新型インフルエンザ患者入院医療機関
- ・医薬分業推進支援センター
- ・食肉衛生検査所
- ・精神科病院
- ・精神保健福祉センター
- ・精神科デイ・ケア施設
- ・精神科救急医療センター
- ・保健所

〔 防災・減災、国土強靱化のための
緊急対策 〕

【 設備整備費 】

- ・原爆医療施設
- ・原爆被爆者保健福祉施設
- ・原爆被爆者健康管理施設
- ・地方中核がん診療施設等
- ・マンモグラフィ検診実施機関
- ・エイズ治療拠点病院
- ・HIV検査・相談室
- ・難病医療拠点・協力病院
- ・眼球あっせん機関
- ・臍帯血バンク
- ・組織バンク
- ・末梢血幹細胞採取施設
- ・感染症指定医療機関
- ・感染症外来協力医療機関
- ・結核研究所
- ・新型インフルエンザ患者入院医療機関
- ・医薬分業推進支援センター
- ・食肉衛生検査所
- ・と畜場
- ・市場衛生検査所
- ・精神科病院
- ・精神保健福祉センター
- ・精神科デイ・ケア施設
- ・精神科救急車
- ・精神科救急情報センター

⑨〔 地方衛生研究所
・保健所 〕

1. 平成30年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	22か所
・ 指定都市	9か所
・ 中核市	18か所
・ 保健所設置市	1か所
・ 特別区	7か所

計	57か所
---	------

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 療養費払関係

- ・ 認定書の返還事務等が不適切 1か所

(イ) 各種手当等の認定関係

- ・ 手当支給事務が不適切 1か所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

- ・ 未受診者がいる各事業所への指導が不十分 37か所
- ・ 報告書が未提出の各事業所に対する指導が不十分 30か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- ・ 対象者に対する勧告が不十分（未実施含む） 13か所
- ・ 接触者健診の実施率が低調 17か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

- ・ 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）が遅延 100か所
- ・ 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分 6か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

- ・ 就業制限の通知が遅延等実施が不適切 21か所

- (オ) 入院勧告・措置制度
 - ・ 入院勧告・措置や入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） 4 3 か所
 - ・ 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項） 2 4 か所
- (カ) 公費負担制度
 - ・ 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） 5 か所
 - ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 6 か所

ウ 難病法関係

- (ア) 認定申請関係
 - ・ 事務処理が遅延 2 か所

エ 児童福祉法関係

- (ア) 認定申請関係
 - ・ 事務処理が遅延 1 か所
 - ・ 所得区分の審査が不適切 1 か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同會根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29)及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45)により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49)により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

＜対象者数＞

財務省：	359人
厚生労働省：	1,178人
忠海：	1,121人
會根：	52人
相模：	5人
(平成31年3月末現在)	

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

＜予算額＞

毒ガス障害者対策費 令和2年度予算(案)
536,537千円
うち 健康診断費
14,642千円
うち 医療費
34,235千円
うち 各種手当
471,018千円
うち 相談事業等
16,642千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回(一般検査、精密検査) |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給 |

支給額 (令和元年度)	受給者 H31年3月末現在
① —	1,178人
③ —	1,061人
⑤ 104,260円	32人
⑥入8以 37,210円	
入8未 34,770円	
⑦ 34,770円	916人
⑧ 17,440円	3人
⑨ 重度105,460円	0人
中度 70,300円	0人
⑩ 22,190円	0人

5. 令和2年度予算(案)：536,537千円(内委託額535,288千円)

6. 創設年度：昭和49年度

